

# 手話言語法ニュース

2024年 5月 21日 NO.79

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL：03-3268-8847/FAX：03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

普及啓発・広報グループ：中西久美子・河原雅浩・大杉豊・間船博・佐藤英治

条例・ネットワーク支援グループ：大竹浩司・久松三二・田門 浩・渡部芳博・橋本博行

ろう乳幼児等支援グループ：石橋大吾・山根昭治・河原雅浩（兼）・吉野幸代

↓解説動画↓



## 2023年度 手話言語条例を考える行政担当者学習会 開催

2024年2月20日(火曜日)、2月21日(水曜日)の2日間、埼玉県・男女平等参画推進センター With you さいたまにて「2023年度手話言語条例を考える行政担当者学習会」を開催しました。

20日は39名(オブザーバー2名を含む)、21日は34名(オブザーバー5名を含む)の参加がありました。

今回、1日目はすでに条例制定済みの自治体職員対象、2日目はこれから制定する自治体職員を対象とし学習会を開催しました。両日も挨拶の後、まずは映画

「みんなのデフリンピック」を視聴し、「手話言語条例による地域活性と2025東京デフリンピック」をテーマに連盟理事の河原雅浩氏の講演がありました。東京2025デフリンピックの大会を通して目指すものや、一人一人が大会の意義や魅力を伝えてサポートの輪を広げ、みんなで盛り上げていくことの大切

さが話されました。

手話言語条例による地域活性化では、手話言語が公用語であることを法律で認め、通常の教育現場でも、ろう児も包括した教育環境を確保すること、ろう児・者の言語権（5つの権利）の保障など、手話言語法が目指す社会についての確認がありました。

また、手話を広める知事の会(鳥取県/20日・福岡県/21日)、全国手話言語市区長会(東京都府中市/20日、埼玉県狭山市/21日)からの事例報告の後、人口単位が同じ規模の市町のグループに分かれて意見交換を行いました。



自治体の皆さん 情報交換の様子

20日の制定済みグループでは職員研修や出前講座、手話普及活動などの取り組みの工夫や悩み、予算獲得の工夫などが議論されていました。21日の未制定グループでは制定までの具体的な流れや取り組みなどが討議され、当事者団体との関わり方や協議方法についても意見を交換しました。加盟団体から参加した役員も当事者の立場から意見を述べたり、行政担当者にアドバイスしたりしました。

学習会終了後には、今回は情報交換の時間を十分に確保したこともあり、様々な自治体の情報が聞けて大変満足した、同じ課題を共有できたとの声や、映画や事例報告も含め盛りだくさんの内容であったという感想が寄せられました。



(2月21日) 全日本ろうあ連盟 理事長 石野富志三郎 あいさつ



(2月20日) 手話を広める知事の会より 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 障がい福祉課 米澤 章氏 事例報告

## ～条例未制定の地域より～ 「多摩市手話言語条例に関する アンケート調査報告書」

東京都多摩市では昨秋、市民や意思疎通支援事業利用者、手話通訳者、手話サークル会員を対象にそれぞれアンケート調査を実施し、約 560 名から回答を得ました。

2024 年 1 月に報告書も完成し、市のホームページで公開されています。

これは、多摩市で手話言語条例の制定を検討する過程で、参考とするために実施された意識調査で、質問項目は多摩市手話言語条例検討会での議論を経て決められました。

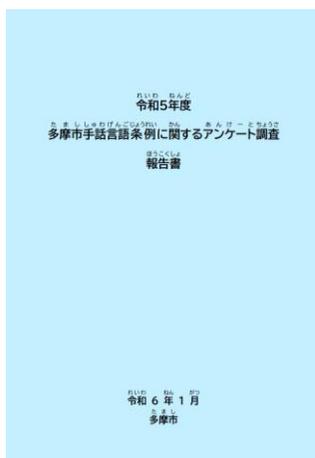
一般市民対象のアンケート結果を見ると、例えば、手話の認知度は 96%、手話が言語であることを知っている人は 88%にのびりましたが、手話が国によって違うことや、手話に文法があることを知っている人は約半数にとどまっています。また、手話には約半数が関心を持っていますが、実際に学んだ経験があるのは 14%。きこえない人とコミュニケーションをとった経験がある人は 38% いましたが、そのうち 6 割が筆談でした。

多摩市ではこれを検討委員会で活用するとともに、今後市が取り組みを進める上での資料とするそうです。

このような取り組みは、手話言語条例が未制定の他の地域でも、参考になるのではないのでしょうか。

(報告書掲載ページ：

[https://www.city.tama.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/014/102/siryou2..pdf](https://www.city.tama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/014/102/siryou2..pdf))



## ～条例制定済みの地域より～ 手話言語条例の施策推進プラン

手話言語条例が成立した後、いかに条例の内容を施策に反映させて、計画的かつ具体的に推進していくかが重要となります。

そのための推進プランや、いわゆるロードマップを制定している自治体はまだ数が少なく、市町村では大阪府豊中市、兵庫県宍粟(しそ)市、岡山県真庭市、山梨県市川三郷町等で制定されています。また都道府県では、神奈川県が「神奈川県手話推進計画」の2期目(2022年～2026年)に、三重県が「第3次三重県手話施策推進計画」(2024年度～2026年度)に入ったのをはじめ、沖縄県、鳥取県、群馬県等でも制定されています。

また、2018年に大津市手話言語条例が成立した滋賀県大津市では、「大津市手話施策推進プラン～手話言語とともに現在・未来へ～」を策定し、2024年4月に施行しました。近日中に市HPでも公開予定とのことです。

手話言語条例が成立した自治体にお住まいの皆さんは、自分の地域に推進プランがあるかどうか調べたり、条例の着実な遂行を自治体に要望する等していきましょう。

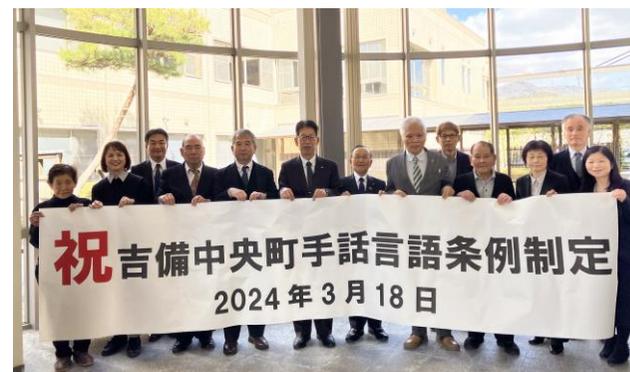
# 条例成立情報

東京都文京区

2024年3月5日「文京区手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。

岡山県吉備中央町

2024年3月18日「吉備中央町手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



長野県軽井沢町

2024年3月19日「軽井沢町手話言語条例」が成立しました。2024年3月29日施行です。

熊本県大津町

2024年3月19日「大津町手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が成立しました。同日施行です。



(次ページへ続く)

# 条例成立情報

(前ページより続き)

## 長野県小諸町

2024年3月19日「小諸市手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



## 山形県長井市

2024年3月21日「長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用推進に関する条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



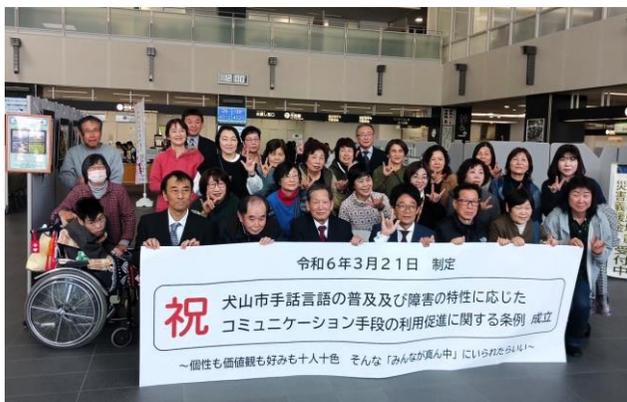
## 岩手県

2024年3月22日「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例(通称:岩手県手話言語条例)」が成立しました。2024年4月1日施行です。



## 愛知県犬山市

2024年3月21日「犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



## 高知県香南市

2024年3月22日「香南市手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



## 山形県高島町

2024年3月22日「高島町手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



兵庫県太子町

2024年3月22日「和のまち太子の手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



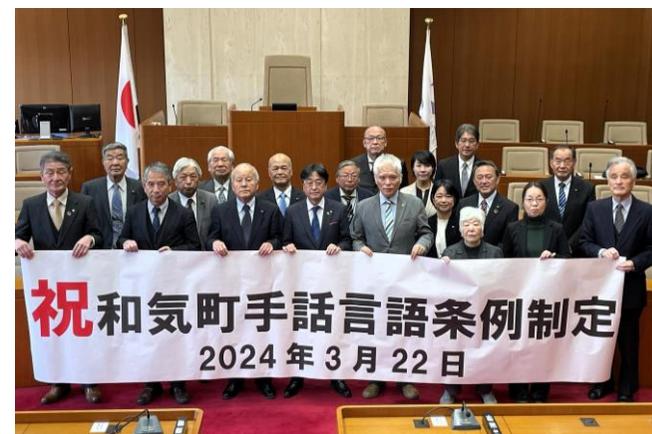
愛知県安城市

2024年3月22日「安城市手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



岡山県和気町

2024年3月22日「和気町手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



静岡県清水町

2024年3月22日「清水町手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



山口県柳井市

2024年3月22日「柳井市手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



静岡県長泉町

2024年3月25日「長泉町手話言語に関する基本条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。

